注意事項

**危険物製造所等設置（変更）許可取止届出書**

１　取り止めとは、許可書が交付後に申請者の意思によって許可を破棄することをいう。「許可取止届出書」の受理によって当該許可に係る施工ができなくなるものである。

２　許可書の交付を受けてから、完成検査済証が交付される間が取り止め可能期間となります。

３　許可書の交付前、又は完成検査済証が交付された後に破棄する場合は、別の届出となります。

４　変更許可を取り止めようとするときに、変更許可申請に伴い、仮使用承認を受けている場合は、当該仮使用承認も同時に取り止めとなります。

５　変更許可に限り、既に許可に伴う工事に着手している場合は、取り止めることができません。

【提出部数】

２部提出（１部返納分）

【添付書類等】

・取り止めようとする許可書

　　※代理者による届け出の場合

　　・委任状

　　※その他、確認のため提出を求める場合があります。

【関連する手続き】

　　・「設置許可申請書」

　　・「変更許可申請書」

　　・「変更許可及び仮使用承認申請書」

　　・「仮使用承認申請書」

【類似する手続き】

　　・「廃止届出書」

・「各種申請取下届出書」